

平成 27 年 7 月 2 日

公認心理師法案の無修正成立についての声明

精神科七者懇談会

国立精神医療施設長会議

精神医学講座担当者会議

(公社) 全国自治体病院協議会

(公社) 日本精神科病院協会

(公社) 日本精神神経科診療所協会

(公社) 日本精神神経学会

(一社) 日本総合病院精神医学会

私ども精神科七者懇談会は、心理職の国家資格化が精神科医療の質向上にとって、極めて重要でありかつ喫緊の課題と考え、平成 18 年に「声明」を公表して以降、平成 21 年に「心理職の国家資格化問題委員会」(以下、委員会)を設置して検討を重ね、最近では、平成 26 年 6 月 16 日、同年 12 月 26 日、同 27 年 4 月 2 日にそれぞれ、委員会名で「心理職の国家資格化に関する要望書」を公表しております。

第 186 回国会において衆法第 43 号として受理された「公認心理師法案」(以下、法案)が、第 187 回国会の解散により廃案とされたことは、極めて遺憾でありました。この法案は、関係各位、関係機関、関係団体の長年にわたるご議論とご尽力とにより合意を得た結果、法案として上程となったものであり、言うまでもなく、心理 5 団体(臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理職国家資格制度推進協議会、日本心理学諸学会連合、(社)日本心理臨床学会、(社)日本臨床心理士会)も私ども精神科七者懇談会も成立を要望したものであります。

私どもは、第 186 回国会において上程された法案が、現在開会中の第 189 回国会に再上程され、無修正で早期に成立されることを強く要望いたします。法案の如何なる修正も法案の意味の変更となるものであり、また、長年の論議を繰り返すものであり、容認出来るものではありません。

以上、精神科七者懇談会総会で決議し、関係各位、関係機関、関係団体の一層のご理解ご支援をお願いする次第です。

以上